

尾張旭市議会

政策立案等の実施に関する基本指針

(令和6年9月2日議会みらい創造特別委員会確認・令和6年10月1日施行)

1 趣旨

本指針では、尾張旭市議会基本条例（平成30年条例第29号）に基づく政策立案及び政策提言を行う際の基本的な事項を定める。

2 定義

本指針では、『政策立案』及び『政策提言』を次のように定義する。

(1) 政策立案

市政における政策課題（以下「政策課題」という。）の解決を図るため、議会自らが政策を構想し、その実現のために必要な条例を提案すること。

(2) 政策提言

市政における政策課題の解決を図るため、必要な施策を、議会全体の政策として市長等に提案すること。ただし、政策提言には、提言書を決議案として議会に提案する「政策提言決議」と、市長等に単に提案する手法がある。

3 手法の採用基準

各手法の特徴を踏まえ、また、当局の執行機関としての立場にも配慮し、政策立案等の手法を採用する際の基準は、概ね次のとおりとする。

(1) 実効性を高める観点から、特段の事情がない限りは、先ずは「政策提言決議」を行うことを基本とする。

(2) 次のような場合は、政策提言決議ではなく、「政策提言」を行う。

ア 提案する政策の緊急性が高く、時期を失ってしまう恐れがあるとき

イ 上記のほか、その他の事情等から政策提言によることが適当と認められるとき

(3) 次のような場合は、法的拘束力を持たせる観点から、政策提言決議や政策提言ではなく、「政策立案」を行う。

ア 政策提言決議をした後において、当局がその政策を実施しないとき

イ 政策提言決議をしたとしても、当局がその政策を実施しないと見込まれるとき

ウ 条例制定が必要な政策において、当局よりも効果的な条例が立案できると認められるとき

エ 上記のほか、ことの重大性、その他の事情から政策立案によることが適当と認められるとき

4 政策課題の設定及び問題提起

政策課題は、議員や会派からの提案、議会報告会や意見交換会等の広聴活動、請願、陳情、要望等から設定する。なお、設定した政策課題の議会内での問題提起については、任意の機会及び任意の方法で行う。

5 協議体の編成及び解散

- (1) 政策課題ごとに、調査・検討を行う有志による協議体（以下「協議体」という。）を編成する。
- (2) 協議体は、2名以上で構成する。ただし、単独の会派のみにより構成されていないこと。
- (3) 構成員は、所属する会派を代表するものではなく、有志として参加する。
- (4) 協議体を編成する際は、議長に届出をする。
- (5) 政策課題について一定の結論が出た場合は、協議体を解散する。

6 政策課題の調査・検討

協議体は、政策課題についての市の現状や取組状況、他自治体の状況調査及び視察、利害関係者や市民等からの意見聴取など十分な調査・検討を行う。

なお、委員会の所管事務調査ではないことから、議員活動の範囲内で可能な調査・検討とする。

7 政策立案等の素案作成及び提出

- (1) 協議体は、前項の調査・検討の結果を踏まえ、政策立案等の素案（以下「素案」という。）を作成する。
- (2) 協議体は、素案を所管委員会の委員長及び議長に提出する。

8 委員会での協議

- (1) 所管委員会の委員長は、提出された素案について委員会で内容確認及び精査を行う。その際、必要に応じ市民との意見交換会やパブリックコメント

を実施するなど、市民の意見を尊重しつつ行うこと。

- (2) 所管委員会は、提出された素案が条例の場合は委員会提案として本会議に上程をする。提言書の場合は、市へ提言等を行うことについて、原則として委員会の総意をもって決定する。

9 政策立案等の確立

- (1) 素案は、全員協議会等で情報共有及び内容確認を行うものとする。
- (2) 情報共有及び確認された素案は、遅滞なく、条例制定等必要な手続き及び市長等への提言を行う。

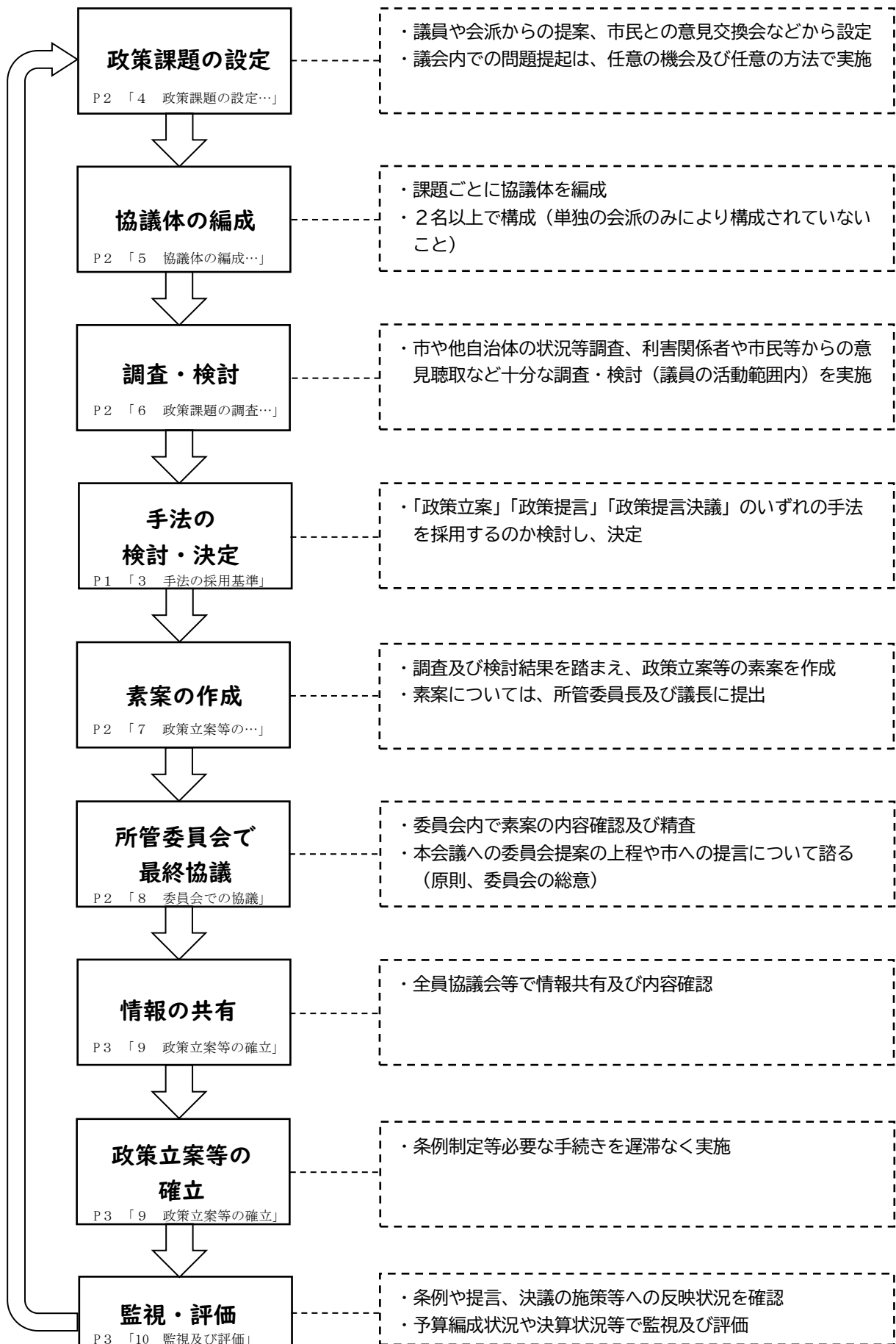
10 監視及び評価

所管委員会は、政策立案等の実効性、成果を確認するため、監視及び評価を行い、その結果を議会に報告する。

11 その他

本指針について、運用する中で改善点等が生じた場合は、その都度、内容の見直しを行う。

尾張旭市議会 政策立案等の実施に関する基本指針フローチャート



年 月 日

尾張旭市議会
議長

殿

代表者名

協議体の編成届

尾張旭市議会政策立案等の実施に関する基本指針の規定により、協議体の編成について、下記のとおり届け出ます。

記

1 政策課題	所管委員会	
	【内容】	
2 構成員名	議員名	所属会派名

※ 構成員氏名を記入する行が足りない場合は、別紙でも可